

# 学習・教育における生成AIの利用についてのガイドライン

## 1 ガイドラインの趣旨

本ガイドラインは、学校法人川崎学園の定める「学校法人川崎学園 教職員の生成AIの利用に係るガイドライン」（以下「川崎学園ガイドライン」という。）及び令和6年12月26日文科科学省が公開した「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン Ver2.0」に基づき、川崎医科大学附属高等学校（以下「本校」という。）の教職員、生徒が生成AIを安全かつ効果的、効率的に利活用するために遵守・留意する事項を定める。

## 2 本校における生成AIの利活用の目的

生成AIは、文章や画像の生成、対話型応答の提供など、多様な機能を持つ技術として急速に進化しており、教育分野でも、その利便性が注目され、授業準備の効率化、個別最適な学びの促進のみならず教職員の働き方改革への貢献も期待されている。

本校においても、良医を目指して「人間をつくる 体をつくる 学問をきわめる」という建学の理念から生徒自身が、「目的を持って自分自身で学習し考えること」は最も重要なことと考えており、今後、主体的な学びの促進と本質的な学力育成のためのツールとして、生成AIと適切に向き合い積極的に利活用することとし、教職員についても研究や教材開発、事務室の運営等において必要があれば効果的・効率的に利活用する。

## 3 本校生徒に生成AIを利活用するために習得させること

生成AIは加速度的に普及・発展しており、普段利用する検索エンジン等に組み込まれた生成AIの出力結果を意図せず利用している場合もあり、既に一定数の生徒が学校外で何らかの形で生成AIに触れていることから、本校においても生徒の情報活用能力の育成のために、生成AIが社会の中で果たす役割や影響、生成AIに関する法・制度やマナー等について科学的な根拠に基づいて理解させ、問題の発見・解決等に向けて生成AIを適切かつ効果的に利活用し、情報社会に主体的に参画する態度を身に付けさせなくてはならない。

また、医療分野においても様々な用途での利活用が期待されている生成AIについて、「良医を育てる」という本校の理念からもその仕組みを理解させ、学びに生かし、将来使いこなすための能力を高めなければならない。なお併せて、生成AIを適正に利活用できるように、情報モラルを含む情報活用能力の育成を一層充実させて行かなければならない。

## 4 本校の教育活動における生成AIの利活用について

- (1) 情報モラル教育の一環として教員が生成AIの生成物の誤りを含む回答を教材として使用し、その性質や限界等を生徒に気付かせる。
- (2) 生成AIをめぐる社会的論議について生徒自身が主体的に考え、議論する過程で、その素材として活用させる。
- (3) グループの考えをまとめたり、アイデアを出す活動の途中段階で、生徒同士で一定の議論やまとめをした上で、足りない視点を見つけ議論を深める目的で活用させる。
- (4) 英会話の相手として活用したり、より自然な英語表現への改善や一人ひとりの興味関心に応じた単語リストや例文リストの作成に活用させる。
- (5) 英語ディベートで賛成・反対意見を生徒と生成AIの両方に作成させ、ディベートを行うことのできる能力を養う。

(6) その他本校の教育活動において有効で教育効果があると認められるもの。

#### 5 透明性の確保

生成 AI は、既存情報を大量に学習し、それらを基に計算原理に従って有用性の高い出力をすることが可能であるが、情報源の質の高さによって出力する内容の信頼性・透明性への懸念を生じることがあるリスクを十分に理解し利活用すること。

#### 6 情報セキュリティの確保

(1) 人間中心の原則に基づき生成 AI の利活用に関するリスクに対応するためには、関連法令を遵守した利用を前提とし、開発者や提言者の想定する範囲内の生成 AI サービスの適正な利活用をすること。

(2) 情報セキュリティを確保するため、教育情報セキュリティポリシー等の策定や必要に応じた見直しを行うと同時にこれを遵守すること。

#### 7 個人情報やプライバシー及び著作権の保護

プライバシーを尊重し個人の権利利益を保護するため、関連法令を遵守すること。また、生成 AI と著作権制度について正しく理解し、意図せず他人の著作権を侵害することのないようにすること。

#### 8 公平性の確保

(1) 生成 AI は利活用の仕方により人間の能力を補助、拡張し、可能性を広げてくれる有用な道具にもなり得るが、生成物はいくまでも「参考の一つである」「最適解とは限らない」ことを認識するとともに、リスクや懸念を踏まえつつ、最後は人間が判断し、生成 AI の出力結果を踏まえた成果物に自ら責任を持ち利活用すること。

(2) 特定の個人ないし集団への人種、性別、国籍、年齢、政治的信念、宗教等の多様な背景を理由とした不当で有害な偏見及び差別が生じることを避けるため、生成 AI の学習データや入力するプロンプト、連携する外部サービス等によってバイアスが含まれ得ることに留意し、公平性を欠くことがないように、人間の判断を介在させること。

#### 9 関係者への説明責任

生成 AI サービスの利用目的やその態様、リスク等の必要な情報を整理し、教職員や生徒、保護者等に説明の機会や問合せの窓口を設けること。

#### 附 則

本ガイドラインは、令和8年3月1日より運用する。

#### 附 則

1 本ガイドラインは、学校法人川崎学園の定める「学校法人川崎学園 教職員の生成 AI の利用に係るガイドライン」、文部科学省の定めるガイドラインの改正、及び生成 AI の利活用に係る状況に応じて、適宜内容を見直すものとする。